

埼玉県地方独立行政法人評価委員会の概要

1. 評価委員会とは

評価委員会は、地方独立行政法人の設立団体が「地方独立行政法人の業務の実績に関する評価に関する事務」などを行うために設置する附属機関である。(地方独立行政法人法第11条)

2. 主な業務

- (1) 設立団体の長が中期目標を作成又は変更する際の意見
- (2) 公立大学法人が中期計画を作成又は変更する場合、設立団体の長が認可する際の意見
- (3) 各事業年度における業務の実績についての評価と法人に対する改善勧告
- (4) 中期目標期間における業務の実績についての評価・・・など

3. 委員の概要

- (1) 委員5人以内をもって組織
- (2) 教育研究又は経営に関し広くかつ高い識見を有する方から知事が委嘱
- (3) 委員の任期は2年(平成21年7月31日～平成23年7月30日)



